

押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令案について（職業能力開発促進法施行規則、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則及び青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正関係）【概要】

【職業能力開発促進法施行規則の一部改正】

1. 現行の規定

- 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき、公共職業訓練において使用する教材の認定又はその改定承認、実習併用職業訓練の実習計画の認定又はその変更、登録試験機関の登録又はその登録事項の変更、キャリアコンサルタントの登録又はその更新その他の許認可に係る手続（以下「認定等」という。）について、認定等を受けようとする者（以下「申請者等」という。）は、厚生労働大臣に対して申請又は届出（以下「申請等」という。）を行うこととされており、申請等に際し、同法の規定に基づく職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）に規定する申請等のための様式（以下「申請書等」という。）を厚生労働大臣に提出しなければならないとされている。

2. 改正の内容

- 申請書等において、申請者等が行う押印を求めないこととし、その押印欄を削除する。

【職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部改正】

1. 現行の規定

- 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求訓法」という。）第4条第1項の規定による職業訓練の認定を受けようとする者は、同条第3項の規定に基づき厚生労働大臣に当該認定の事務の委任を受けた独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）に対し、同条第1項第3号の規定に基づく職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令第93号。以下「求訓則」という。）第1条に規定する職業訓練認定申請書（様式第1号）等を提出しなければならないとされている。
- また、求訓法第4条第1項の認定に係る職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）を行った者は、所定の期間内に、求訓則第5条に規定する就職状況報告書（様式第2号）等を機構に提出しなければならないとされている。

2. 改正の内容

- 求訓則第1条に規定する職業訓練認定申請書（様式第1号）及び求訓則第5条に規定する就職状況報告書（様式第2号）において、求訓法第4条第1項の規定による職業訓練の認定を受けようとする者及び認定職業訓練を行った者が行う押印を求めないこととし、その押印欄を削除する。

【青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正】

1. 現行の規定

- 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号。以下「青少年雇用促進等法」という。）第15条において、厚生労働大臣は、常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主（以下単に「事業主」という。）からの申請に基づき、事業主について、青少年の募集及び採用の方法の改善等に関する取組に関し、その実施状況が優良なものであること等の基準に適合するものである旨の認定を行うことができるとされており、事業主は当該申請に際し、青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則（平成27年厚生労働省令第155号以下「青少年雇用促進等則」という。）第8条に規定する基準適合事業主認定申請書（様式第1号）等を提出しなければならないとされている。
- また、青少年雇用促進等法第15条の認定を受けた事業主（以下「認定事業主」という。）は、青少年雇用促進等則第11条に基づき、原則として一定期間内に、認定状況報告書（様式第2号）等を所轄都道府県労働局長に提出しなければならないとされている。

2. 改正の内容

- 青少年雇用促進等則第8条に規定する基準適合事業主認定申請書（様式第1号）及び同施行規則第11条に規定する認定状況報告書（様式第2号）において、事業主及び認定事業主が行う押印を求めないこととし、その押印欄を削除する。